

愛地球博 一市町村一国フレンドシップ事業

愛知万博閉幕

フレンドシップは永遠に

九月二十三日、愛・地球博（愛知万博）閉会式に出席するため来日したソロモン諸島の商工業雇用大臣 ウォルトン・ナエゾンさん、商工業雇用省局長ヘインツ・バエケサさんとフレンドシップ大使の山本友秋さんが会談をしました。

大臣は、「万博期間中、阿久比町民がソロモン諸島を温かく迎えてくれたことに感謝します。閉幕後も友好関係が続くことを望みます。友好の記念に南太平洋共同館の展示物を町に贈ります」と語りました。



宿泊先の岐阜県多治見市で会談（左から山本さん、ナエゾンさん、バエケサさん、通訳の中野さん）

山本さんは、「ソロモン諸島の人々が来町した時にはいつでも温かく迎えます」と応え、交流が継続することを約束しました。



各国の小旗を振る子どもたち

九月二十五日、愛・地球博閉会式がエキスポドームで行われ、町長、議長が出席しました。

式典終了後のメッセーゼイベントには阿久比中学校三年の竹内健人君が参加し、ソロモン諸島の小旗を振って閉会式を盛り上げました。

税金の話

夫婦と税

（所得税）

パート収入があるとき

パート収入は通常、給与所得です。課税される所得はパートの年収から給与所得控除額（最低六十五万円）と基礎控除（三十八万円）などの所得控除を差し引いた残額です。

例えば、パート収入が百二十万円です。所得控除が基礎控除だけの場合、課税される所得は十七万円となり、所得税は一万七千円（平成十七年分については定率減税が実施されているため一万三千六百円）となります。

内職などの収入があるとき

内職などの収入は、収入から必要経費を差し引いた残りが事業所得または雑所得となります。ただし、パート収入とのバランスを図るため、次のいずれにもあてはまる方については、必要経費が六十五万円に満たない場合は六十五万円（収入金額が限度です。）を必要経費として差し引くことができます。

家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人または特定の方に対して継続して労務の提供をする方。

事業所得と雑所得の必要経費と給与所得の収入金額の合計が六十五万円に満たない方。収入が内職だけの場合は、パート収入と同様に年収が百三万円以下の場合には所得税はかかりません。

配偶者控除と配偶者特別控除

例 夫に所得があり、妻の年収がパート収入のみの方の場合

妻のパート収入が百三万円までであれば、夫は配偶者控除（三十八万円）が受けられます。

配偶者特別控除は、配偶者控除の対象ではない妻について、妻の所得によつて調整されますが、最高額は三十八万円です。

この控除は、パート収入が百三万円を超えて百四十一万円未満であれば受けることができます。

夫の合計所得が一千万円（給与収入で約千二百三十一万円）を超える場合には受けることはできません。

配偶者のパート収入	配偶者控除額	配偶者特別控除額
103万円以下	38万円	-
103万円超 105万円未満	-	38
105万円以上110万円未満	-	36
110万円以上115万円未満	-	31
115万円以上120万円未満	-	26
120万円以上125万円未満	-	21
125万円以上130万円未満	-	16
130万円以上135万円未満	-	11
135万円以上140万円未満	-	6
140万円以上141万円未満	-	3
141万円以上	-	-

問い合わせ先
半田税務署 ☎(21)3141